

様式第二十号（第二十九条関係）
（宿泊型保護事業用）

保 護 簿

(ふりがな) 氏 名							
生年月日		年 月 日 生 男・女					
種 別	委託 保護	補導援護・ 救 護	(1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者			保護観察 期 間	. . . ~ . . .
		更生 緊急 保護	(一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)保護観察付執行猶予確定前 (四)単純執行猶予 (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金・科料 (七)労務場 (八)退院・仮退院期間満了 (九)実刑部分執行終了			法定期間 更生保護法第85条 第4項ただし書適 用の有無	有 ・ 無
	任意保護		(ア)保護観察終了 (イ)法定期間満了 (ウ)その他			種別異動状況	有 ・ 無
	入所年月日			退所年月日	
保 護 の 状 況	委 託 保 護				任意保護 の 状 況	特 記 事 項	
	受託等 年月日	補導援護 (一般)	食事付 宿 泊	宿 泊			
保 護 の 実 施 結 果	食事の給与日数		宿泊の供与日数			その他の保護	
	補導援護・ 救 護	更生緊 急保護	任意 保護	補導援護・ 救 護	更生緊 急保護		
退 所 時 の 状 況	退所理由	(1)円満退所 (2)勧告退所 (3)無断退所 (4)事故退所 (5)その他				遺留金品	有 ・ 無
	退所先	(1)親族 (2)知人・友人 (3)下宿・借家等 (4)就業先 (5)社会福祉施設 (6)その他 (7)不詳					
	退所時の 職 業	(1)事務従事者 (2)販売従事者 (3)サービス職業従事者 (4)保安職業従事者 (5)農林漁業従事者 (6)輸送・機械運転従事者 (7)生産工程従事者 (8)建設・採掘従事者 (9)運搬・清掃・包装等従事者 (10)専門的・技術的職業従事者 (11)管理的職業従事者 (12)無業者 (13)不詳					
退 所 後 の 状 況	訪 問 支 援 ・ フ ォ ロ ー ア ッ プ の 実 施 状 況	受託等年月日	委託保護終了予定日	区 分	備 考		
				(1)生活相談 (2)特定補導			

(通所・訪問型保護事業用)

保 護 簿

(ふりがな) 氏 名 生年月日		年 月 日生 男・女											
種 別	補 導 援 護 ・ 救 護	(1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者											
	更 生 緊 急 保 護	(一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)保護観察付執行猶予確定前 (四)単純執行猶予 (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金・科料 (七)労役場 (八)退院・仮退院期間満了 (九)実刑部分執行終了											
	そ の 他	(十)保護観察終了 (十一)法定期間満了											
保護実施 又は委託期間	臨 帰	帰住の 援助	医療の 援助	就職の 援助	金品の給与			金品の貸与			生 活 相 談	特 定 補 導	そ の 他
					帰住 旅費	食事費	その他	帰住 旅費	食事費	その他			
備 考													

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 「種別」の欄は、該当する種別の記号を○印で囲むこと。拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）は、「(九)実刑部分執行終了」とすること。
- 宿泊型保護事業用の「保護の状況」の欄の「委託保護」の欄のうち、「補導援護（一般）」、「食事付宿泊」及び「宿泊」の欄には保護観察所の長から委託を受けた日数を、「委託保護終了予定日」の欄には当該委託の終了予定日を、それぞれ記載すること。
- 更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、「補導援護（一般）」とあるのを「更生緊急保護（その他）」と読み替えるものとする。
- 宿泊型保護事業用の「特記事項」の欄の記載については、以下のとおりとすること。
 - 高齢・障害に対応した特別処遇の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「特別処遇 日間（ . . . ～ . . . ）」と記載すること。
 - 職業訓練の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に職業訓練委託書に基づき「補導援護（職業訓練） 日間（ . . . ～ . . . ）」と記載すること。
 - 補導援護（特定補導A群ないしD群）の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「補導援護（特定補導（○群） 日間（ . . . ～ . . . ）」と記載すること。
 - 更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、上記(2)に「補導援護（職業訓練）」とあるのを「更生緊急保護（職業訓練）」と、上記(3)に「補導援護（特定補導○群）」とあるのを「更生緊急保護（特定補導○群）」と読み替えるものとする。
- 宿泊型保護事業用の「保護の実施結果」の欄の「食事の給与日数」及び「宿泊の供与日数」の欄には、

被保護者の退所時に、保護を実施した日数を記載すること。

- 7 宿泊型保護事業用の「その他の保護」の欄には、食事及び宿泊の供与以外の保護を実施した場合に、被保護者の退所時に、保護の種類及びその保護を実施した日数を記載すること。
- 8 宿泊型保護事業用の「退所後の状況」の欄は、宿泊型保護事業の対象者から通所・訪問型保護事業の対象者に移行した場合に記載すること。この場合、通所・訪問型保護事業用の保護簿の作成は不要である。なお、法定期間が満了している対象者に通所・訪問型保護事業を実施した場合は、その旨備考に記載すること。
- 9 通所・訪問型保護事業用の「区分」の欄には、実施した保護の該当欄に○印を記載すること。
- 10 宿泊型保護事業用及び通所・訪問型保護事業用の「備考」の欄には、委託を受けたが実施できなかった場合等、保護の実施上特記すべき事項その他参考となる事項を記載すること。
- 11 保護簿には、保護観察所の長からの委託の通知その他関係書類を併せて綴ること。